

議案第62号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年8月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例

養父市企業等振興奨励に関する条例（平成24年養父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(14) 商用車導入助成金

第4条中「(平成21年総務省告示第175号)」を「(平成25年総務省告示第405号)」に、「農業(」を「大分類に属する農業、林業(農業、林業のうち、野菜作農業に分類される)」に、「行われる」を「事業を行う」に改め、「鉱業」の次に「、採石業、砂利採取業」を加え、「電気業(」を「電気・ガス・熱供給・水道業(電気・ガス・熱供給・水道業のうち、発電所に分類される事業で)」に改め、「配慮した事業」の次に「を行うもの」を、「及びサービス業」の次に「(他に分類されないもの)」を加える。

別表第1 雇用促進奨励金の項奨励金等の額の欄中「期間の定めのない雇用契約により雇用したとき」を「補助事業者の就業規則等に定められた正社員として雇用された正社員」に改め、同表に次のように加える。

商用車導入助成金	次世代自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車、特定特殊自動車又は特種用途自動車を商用車とし	車両価格の10%以内の額で上限1,000,000円	次世代自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車、特定特殊自動車又は特種用途自動車を導入
----------	---	---------------------------	--

	て導入する事業であること。		した年度
--	---------------	--	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の養父市企業等振興奨励に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第6条の規定による申請をする者について適用し、同日前にこの条例による改正前の養父市企業等振興奨励に関する条例第6条の規定による申請をした者については、なお従前の例による。

議案第62号 養父市企業等振興奨励に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案			
<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対し次に掲げる奨励措置を講ずることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(奨励措置対象業種)</p> <p>第4条 奨励措置の対象となる業種は、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)に掲げる業種のうち、<u>農業(植物工場(環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。))において行われるものに限る。)</u>、<u>鉱業、建設業、製造業、電気業(地域資源を活かし環境に配慮した事業に限る。)</u>、<u>情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業及びサービス業とする。</u></p>				<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、事業者に対し次に掲げる奨励措置を講ずることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 商用車導入助成金</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(奨励措置対象業種)</p> <p>第4条 奨励措置の対象となる業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる業種のうち、<u>大分類に属する農業、林業(農業、林業のうち、野菜作農業に分類される植物工場(環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。))において事業を行うものに限る。)</u>、<u>鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業(電気・ガス・熱供給・水道業のうち、発電所に分類される事業で地域資源を活かし環境に配慮した事業を行うものに限る。)</u>、<u>情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業及びサービス業(他に分類されないもの)</u>とする。</p>			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
奨励措置の種類	交付の要件	奨励金等の額	適用期間	奨励措置の種類	交付の要件	奨励金等の額	適用期間
事業所等設置助成金	指定事業者であること。	投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額	操業開始後初めて賦課された年度から5年間	事業所等設置助成金	指定事業者であること。	投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額	操業開始後初めて賦課された年度から5年間
事業所等用地取得助成金	指定事業者であること。	事業に使用している土地の取得価格(造	操業開始した年度から5年	事業所等用地取得助成金	指定事業者であること。	事業に使用している土地の取得価格(造	操業開始した年度から5年

現 行				改 正 案			
	事業着手前3年以内に取得した用地であること。	成費を含む。)の10%以内の額で上限20,000,000円	間(分割して交付)		事業着手前3年以内に取得した用地であること。	成費を含む。)の10%以内の額で上限20,000,000円	間(分割して交付)
雇用促進奨励金	指定事業者であること。	新規雇用従業員の数に年間100,000円を乗じて得た額とし、上限10,000,000円。ただし、 <u>期間の定めのない雇用契約により雇用したときは</u> 、1年目に限り、新規雇用従業員の数に年間500,000円	操業開始した年度の翌年度から5年間	雇用促進奨励金	指定事業者であること。	新規雇用従業員の数に年間100,000円を乗じて得た額とし、上限10,000,000円。ただし、 <u>補助事業者の就業規則等に定められた正社員として雇用された正社員</u> は、1年目に限り、新規雇用従業員の数に年間500,000円	操業開始した年度の翌年度から5年間
緑化促進奨励金	指定事業者であること。 新設の事業所に使用する土地において、敷地面積の20%以上の緑地を新たに整備したもの。	直接要した経費の30%以内の額で上限3,000,000円	操業開始した年度	緑化促進奨励金	指定事業者であること。 新設の事業所に使用する土地において、敷地面積の20%以上の緑地を新たに整備したもの。	直接要した経費の30%以内の額で上限3,000,000円	操業開始した年度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新エネルギー設備の導入奨励金	環境に配慮した新エネルギー設備 (太陽光発電、風	直接要した経費の10%以内の額で上限2,000,000円	設備等を導入した年度	新エネルギー設備の導入奨励金	環境に配慮した新エネルギー設備 (太陽光発電、風	直接要した経費の10%以内の額で上限2,000,000円	設備等を導入した年度

現 行		改 正 案			
<p>力発電、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電等の再生可能エネルギーを利用した設備（固定したものに限る。）をいう。）を導入したもので事業費が2,000,000円以上のものであること。</p>				<p>力発電、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電等の再生可能エネルギーを利用した設備（固定したものに限る。）をいう。）を導入したもので事業費が2,000,000円以上のものであること。</p>	
		<p><u>商用車導入助成金</u></p>	<p><u>次世代自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車、特定特殊自動車又は特種用途自動車を商用車として導入する事業であること。</u></p>	<p><u>車両価格の10%以内の額で上限1,000,000円</u></p>	<p><u>次世代自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車、特定特殊自動車又は特種用途自動車を導入した年度</u></p>